

狭山市（入間川・柏原）学校
給食センター維持管理運営
長期包括事業

審 査 講 評

令和5年8月25日

狭山市

狭山市（以下「市」という。）は「狭山市（入間川・柏原）学校給食センター維持管理運営長期包括事業」（以下「本事業」という。）に関して、優先交渉権者選定基準（令和5年4月28日公表）に基づき、提案内容等の審査を行ったため、審査結果及び審査講評をここに報告する。

令和5年8月25日

狭山市長 小谷野 剛

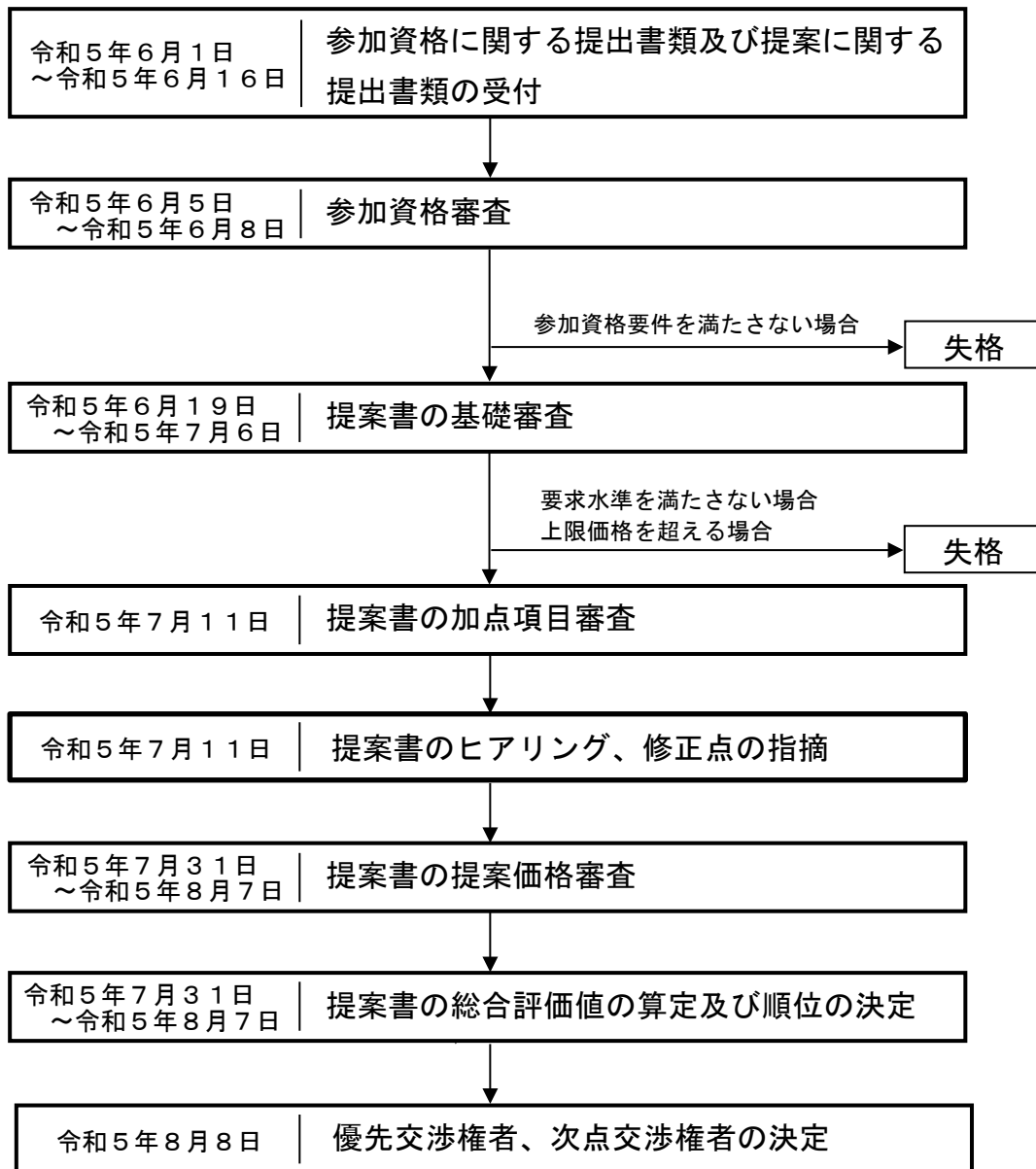
目 次

第 1 審査の方法	1
1 審査の流れ	1
2 審査の内容	2
第 2 審査の結果	6
1 参加資格に関する審査	6
2 提案審査	6
第 3 審査の講評	9
1 各審査項目の講評	9
2 審査の総評	10

第1 審査の方法

1 審査の流れ

優先交渉権者決定までの審査の流れ、及びスケジュールは、次のフローに示すとおりである。



2 審査の内容

(1) 審査方式

本事業を実施する事業者は、狭山市立入間川及び柏原学校給食センター（以下「本施設」という。）の運営及び維持管理を行うにあたり、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供が求められるものである。したがって、事業者の選定においては、提案金額のほか、事業者の有する高度な能力やノウハウ等の金額以外の要素を加えて総合的に評価する公募型プロポーザル方式により実施する。

(2) 参加資格審査

市は、応募者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書等により、募集要項に記載した応募者が満たすべき参加資格要件について確認する。確認できない場合は失格とし、市はその結果を応募者に通知する。

(3) 提案審査

①基礎審査

市は、応募者から提出された提案書が次に示す基礎審査項目を満たしているか否かを審査する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点審査を行う。

なお、失格した場合は、市はその結果を応募者に対し通知する。

審査対象	基礎審査項目	対応様式
共通事項	<ul style="list-style-type: none">提案書全体について、同一事項に対する2とおり以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。	様式 10 ～17-5
提案価格書	<ul style="list-style-type: none">提案価格書に記載された提案価格が、市の支払総額の上限価格を超えていないこと。	様式 11
運營業務に関する提案書	<ul style="list-style-type: none">各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。	様式 15-1 ～15-7
維持管理業務に関する提案書		様式 16-1 ～16-6
事業計画に関する提案書	<ul style="list-style-type: none">各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。リスク分担に関し、募集要項等で示したリスクの分担方針との齟齬がないこと。	様式 17-1 ～17-5

②加点項目審査

市は、提案書に記載された提案内容について、次に示す評価項目ごとに、評価に応じて得点を付与する。提案内容の評価項目について、評価のポイントごとに、次の表に示す5段階評価により審査を行う。

なお、加点項目審査にあたり、市職員で構成される事業者選定委員会が事業者より提案ヒアリングを行い、下表の判断基準及び評価のポイントに基づき評価する。

表 評価の方法

評価	判断基準	得点化方法
A	特に秀でて優れている	配点×1.00
B	秀でて優れている	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	やや優れている	配点×0.25
E	要求水準と同程度	配点×0.00

表 提案内容の評価項目及び評価のポイント

評価項目	評価のポイント	配点
1 運営業務に関する提案（25点）		
(1) 運営体制・運営方針	①安全でおいしい給食を提供するための適切な運営業務方針となっているか。	5点
	②円滑に業務を行うための実施体制が具体的に提案されているか。	
	③調理従事者を安定的に確保するための方策がとられているか。	
(2) 調理における工夫・方策等	①円滑な給食提供開始や調理業務を効率的・効果的に行うための具体的な提案がされているか。	10点
	②市が作成した献立を実現するための具体的な方策が提案されているか。	
	③調理工程及び調理方法に対する創意工夫や提案がなされているか。	
(3) 衛生管理の徹底における工夫、方策等	①食中毒、ノロウイルス防止や異物混入に対する対策及び対応が具体的に提案されているか。	5点
	②衛生検査、施設の衛生面を適切に保つための方策、従業員の健康管理方法について具体的に提案されているか。	
	③衛生管理を確実に実行するための方策・体制が示されているか。	
(4) 配缶、配膳、配送・回収等 その他業務における工夫、方策等	①確実な配缶、配膳がなされるための体制、方策（数間違え防止方策、配缶量等の均質化方策）が具体的に提案されているか。	5点
	②安全で確実な配送供給体制について優れた提案がなされているか（確実な配送体制・計画、スケジュール）、配送車両の調達、安全管理について優れた提案がなされているか。	
	③その他、運営にあたり独自の提案があるか。（学校給食の特徴を踏まえた提案、食育支援など）	

2 維持管理・修繕業務に関する提案（20点）		
(1)維持管理体制・維持管理方針	①第2期事業として適切な運営業務方針となっているか。	5点
	②適切に維持管理を行うための実施体制（管理方法、従業員の経験、運営企業との連携方策等）が組み込まれているか。	
(2)保守管理計画（点検及び作業内容）	①第2期事業であることを踏まえ、建築物、建設設備等の保守管理について、要求水準書以上の提案があるか。	5点
(3)長期修繕計画	①修繕計画について、第2期事業であることを踏まえた具体的な考え方、大規模修繕が発生しないための工夫が示されているか。	10点
	②運営に影響が出ることなく、また、業務の効率化にもつながる新たな工夫や提案が示されているか。	
	③事業終了時の市への引継ぎにあたり、保守管理記録や修繕履歴等データの適切な管理方法が示されているか。	
3 事業計画に関する提案（15点）		
(1)事業実施体制・方針	①各構成企業の役割分担について適切な分担となっているか。	3点
	②市や各学校等との連絡体制は考慮されているか。	
	③非常時対応の配慮がなされているか。	
(2)長期収支計画	①適切な収支計画に基づいた事業計画になっているか。	4点
	②不測の資金需要への対応が考慮されているか。	
(3)リスク管理及び業務の品質確保	①潜在的リスクの把握と対応策が図られているか。	4点
	②追加的な保険付保等のリスク緩和措置がとられているか。	
	③市の負担を軽減するようなセルフモニタリングの提案がなされているか。	
(4)地域への貢献	①地元企業の活用、地元雇用について優れた提案がなされているか。	4点
	②地域コミュニティへの貢献について優れた提案がなされているか。	
	③近隣からの苦情や意見への適切な対応について優れた提案がなされているか。	
合計		60点

③提案価格審査

市は、応募者の提案価格が、市の支払総額の上限価格の範囲内であることを確認するとともに、次の方法により得点を付与する。なお、応募者の提案価格が市の支払総額の上限価格を超えている応募者は失格とし、市は、その結果を応募者に対し通知する。

(算定式)

$$\text{提案価格の得点} = \left(\frac{\text{最も低い提案価格}}{\text{応募者の提案価格}} \right) \times 40 \text{ 点}$$

- 応募者の中で、最も低い提案価格となった提案に対し、価格に関する配点の満点を付与する。
- 他の応募者の提案については、最も低い提案価格との比率により算出する。なお、得点は小数点第三位以下を四捨五入した値とする。

④総合評価値の算定及び順位の設定

市は、加点項目審査の得点と提案価格審査の得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った応募者を1位とし、以下総合評価値の高い順に順位を設定する。

なお、総合評価値が同じとなった応募者が2者以上いる場合、加点項目審査の得点が高い順に順位を設定する。それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより順位を設定する。

(総合評価点の算定式)

$$\text{総合評価点 (100 点満点)} = \text{内容点 (60 点満点)} + \text{価格点 (40 点満点)}$$

(4) 優先交渉権者の決定

市は、審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、優先交渉権者と事業契約の交渉及び締結の手続きを行う。

第2 審査の結果

1 参加資格に関する審査

市は、令和5年6月1日に応募者（グループ）から提出された参加表明書及び参加資格確認申請に関する提出書類をもとに、応募者が備えるべき参加資格要件について確認し、参加資格を備えていることを確認した。以上のことから、参加資格審査を6月7日付で合格とした。

表 応募者グループ一覧

応募者	参加区分	企業名	役割
東洋食品 グループ	代表企業	株式会社東洋食品	運営企業
	構成員 (代表企業を除く)	日本調理機株式会社	厨房設備企業
		伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	維持管理企業
	協力企業	西武通運株式会社	配送企業

2 提案審査

(1) 提案に関する書類の確認

市は、令和5年6月16日に応募者グループから提出された提案に関する書類について、応募者に求めた提案書類がすべて揃っていることを確認した。

(2) 基礎審査

ア 提案価格の確認

市は、令和5年6月16日に応募者グループから提出された提案価格書に記載された金額（提案金額）が、募集要項に示す市の支払総額の上限を越えていないことを確認した。

イ 提案書類の確認

市は、応募者グループから提出された提案書類が、募集要項等に記載する全ての基礎審査項目を満たしていることを確認した。

以上から、応募者グループが基礎審査に係る要件を満たすことを確認し、基礎審査を7月6日付で合格とした。

(3) 加点項目審査・価格審査

ア 加点項目審査

市は、加点項目審査を行う上で、応募者の提出した提案書の記載内容を明確にするために応募者グループに対して提案内容についての提案ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を令和5年7月11日に実施した。

加点項目審査の結果は次の表に示すとおりである。なお、応募者グループの提案について市が評価した事項は第3の1に示す。

表 加点項目審査の結果

審査項目	配点	東洋食品グループ
		委員(※ ¹)平均得点
加点項目審査(内容点)		
1 運営業務に関する提案	25点	13.76点
(1) 運営体制・運営方針	5点	3.04点
(2) 調理における工夫・方策等	10点	5.36点
(3) 衛生管理の徹底における工夫、方策等	5点	3.75点
(4) 配缶、配膳、配送・回収等その他業務における工夫、方策等	5点	1.61点
2 維持管理・修繕業務に関する提案	20点	8.74点
(1) 維持管理体制・維持管理方針	5点	2.14点
(2) 保守管理計画(点検及び作業内容)	5点	1.96点
(3) 長期修繕計画	10点	4.64点
3 事業計画に関する提案	15点	5.15点
(1) 事業実施体制・方針	3点	1.29点
(2) 長期収支計画	4点	1.43点
(3) リスク管理及び業務の品質確保	4点	1.00点
(4) 地域への貢献	4点	1.43点
合計	60点	27.65点

※¹ 市職員で構成される事業者選定委員会の委員による採点結果

イ 提案価格審査

応募者グループの提案価格について、応募者グループが1グループであり、最も低い提案価格となることから、優先交渉権者選定基準に示す算出方法により、提案価格審査点の満点（40点）を付与した。

ウ 総合評価及び最優秀提案の選定

内容点に価格点を加算し、総合評価点を算出した。

$$\text{総合評価点} = \text{内容点} + \text{価格点}$$

表 総合評価結果

	東洋食品グループ
内容点	27.65 点
価格点	40.00 点
総合評価点	67.65 点

以上により、市は、総合評価点の最も高い提案を行った東洋食品グループを1位として決定した。

(3) 優先交渉権者の決定

市は、前述の結果を踏まえて東洋食品グループを優先交渉権者として選定した。

第3 審査の講評

1 各審査項目の講評

審査項目ごとの講評は以下のとおりである。

表 各審査項目の講評

審査項目	審査講評
1 運営業務に関する提案（25点）	
(1) 運営体制・運営方針 （5点）	東洋食品グループについて、当該グループが有している食中毒ゼロの実績及び開業時から安定した運営体制を実現できる工夫や人員配置を評価した。 また、従事者の定着を図る工夫・方策も評価した。
(2) 調理における工夫・方策等 （10点）	東洋食品グループについて、技術向上のための方策やおいしい給食づくりを実現するための具体的な工夫を評価した。
(3) 衛生管理の徹底における工夫、方策等（5点）	東洋食品グループについて、衛生管理を徹底するための実施体制や具体的な方策、異物混入についての具体的な防止策を評価した。
(4) 配缶、配膳、配送・回収等 その他業務における工夫、 方策等（5点）	東洋食品グループについて、運営に係るリスクに対しての具体的な対策や食育支援の実施といった提案を確認した。
2 維持管理・修繕業務に関する提案（20点）	
(1) 維持管理体制・維持管理 方針（5点）	東洋食品グループについて、運営業務と一体となった維持管理体制、充実した責任者の配置とそのサポート体制を評価した。
(2) 保守管理計画（点検及び作業 内容）（5点）	東洋食品グループについて、適切な管理計画を確認した。
(3) 長期修繕計画（10点）	東洋食品グループについて、給食の提供に重きを置いた長期修繕の方針を特に評価した。
3 事業計画に関する提案（15点）	
(1) 事業実施体制・方針 （3点）	東洋食品グループについて、市との確実な連絡体制や具体的な非常対応を評価した。
(2) 長期収支計画（4点）	東洋食品グループについて、給食の提供に重きを置いた計画の作成や不測の資金需要への対応を確認した。
(3) リスク管理及び業務の 品質確保（4点）	東洋食品グループについて、追加的な保険付保を確認した。
(4) 地域への貢献（4点）	東洋食品グループについて、市内在住者の積極的な雇用や地域コミュニティへの貢献を確認した。

2 審査の総評

本事業は、これまで実施してきたPFI事業の契約期間の終了後も、小中学校の児童生徒の心身の安全な発達に資する学校給食を適切な衛生管理のもと、引き続き提供していく方針である。

本施設の継続利用及び本事業実施にあたり、現PFI事業と同様に民間事業者の技術的能力、創意工夫等を活用することで、財政負担の軽減及び公共サービスの水準の向上等が期待されることから、長期包括委託方式を採用し、本事業開始に向けて事業者の公募を行った。

今回、サウンディング調査の段階から複数の企業から関心が寄せられた中で、最終的に1グループから応募があった。提案については、各企業におけるこれまでの実績をもとにノウハウや技術が盛り込まれた事業計画が提出され、市の要求水準を上回る提案内容が示された。募集要項等の公表から提案書の受付まで限られた期間であったにも関わらず、工夫を凝らした提案をいただき、書類作成等におけるご尽力に対して敬意を表するとともに、深く感謝申し上げる。

市は、優先交渉権者選定基準に則り、部局外の職員を含めた事業者選定委員会を設け、各審査項目について厳正かつ公正に審査を行った。審査の結果、株式会社東洋食品を代表企業とする東洋食品グループを優先交渉権者として選定した。当該グループからは、調理運營業務及び維持管理業務に関する事項をはじめ、現PFI事業でのノウハウを生かした提案が見受けられた。

今後、東洋食品グループは、市と長期包括委託契約を締結するための協議を行うこととなるが、市の要求事項のみならず、提案された内容を確実に履行することが求められる。その上で、本事業をさらに充実したものとし、事業期間にわたって、効率的・効果的かつ安定的なサービスの提供ができるよう期待したい。

最後に、事業期間を通じて市と東洋食品グループが良きパートナーとなり、地域との信頼関係を築きながら、本事業を計画的かつ適切に本事業を推進することを要望する。

また、応募及び契約の公平性を妨げない範囲において本事業をより良いものとするために市と東洋食品グループが定期的な協議を行うとともに、真摯な対応に努めていただくことを期待する。